

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第1回津市公平委員会会議
2 開催日時	令和7年3月27日（木） 午前10時15分から午前10時45分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市公平委員会） 西川源誌 山路美穂 原田朋幸 （事務局等） 政策財務部政策担当参事（兼）政策課長 梅本和嗣 政策課政策担当主幹 東谷竹雄 政策課政策担当副主幹 小林 美誉子 政策課主事 奥山諒也
5 内容	1 委員紹介 2 委員長職務代理の指定について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	津市政策財務部政策課政策担当 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容

奥山主事	お時間になりましたので、ただいまから、令和6年度第1回津市公平委員会会議を開催させていただきます。 まず、最初に本日の会議資料の確認をさせていただきます。 （資料の配付漏れの確認） それでは、これより先の進行につきましては、西川委員長にお願いしたいと思います。 西川委員長、よろしくお願いいたします。
------	---

西川委員長	最初に、会議の事項に入らせていただく前に、皆さまにお諮りをさせていただきます。 当会議は津市公平委員会規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、出席委員の過半数の同意によって公開することができることとなっております。通常、公平委員会の会議は、職員個人に係る審議等を行う場となりますので、公開は行っておりませんが、本日は「委員紹介、委員長職務代理の指定について及びその他」であり、非公開とする内容ではないと判断いたしますことから、本日の会議は公開としたいと思っております。 つきましては、皆さまにお諮りさせていただきます。本日の会議は公開とすることにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。
山路委員、原田委員 西川委員長	異議なし。 ありがとうございます。それでは、皆さんのご同意をいただきましたので、会議は公開とさせていただきます。 なお、本日は、傍聴希望者はおられませんので報告いたします。 それでは、事項 1「委員紹介」を議題といたします。 お手元の資料 1「公平委員会委員について」の 3 枚目をご覧ください。 まず、今回新たに委嘱されました委員の方をご紹介いたします。 上野委員に代わり、本日より委嘱されました原田 朋幸委員でございます。
原田委員	原田委員は、津商工会議所青年部会長などを歴任され、現在は中部建設工業株式会社専務取締役や津商工会議所 1 号議員の職務に従事され、ご活躍されております。 原田委員、ひと言お願いいたします。 この度はご指名いただきありがとうございます。粛々と与えられた職務を、3 人の力を合わせて頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。
西川委員長	ありがとうございます。 続きまして、従前からの委員を紹介いたします。 委員長を務めております西川 源誌でございます。よろしくお願いします。 続きまして、山路 美穂委員でございます。
山路委員 西川委員長	山路委員、ひと言お願いいたします。 山路と申します。よろしくお願いいたします。 ありがとうございます。 以上で事項 1「委員紹介」を終わります。

山路委員 西川委員長	次に、事項２「委員長職務代理の指定について」を議題といたします。 津市公平委員会規則第５条の規定により、「委員長は、あらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定しなければならない。」と定められておりますことから、新たに職務代理を指定する必要がございます。私としましては、これまでのご経験等を踏まえ、山路委員にお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。
山路委員 西川委員長	私でよろしければ、お受けさせていただきたいと思います。 それでは、山路委員を委員長職務代理として指定いたします。 山路委員、よろしくお願いいたします。 以上で事項２「委員長職務代理の指定について」を終わります。
西川委員長	次に、事項３「その他」といたしまして、何か事務局からございますか。
奥山主事	その他の事項といたしまして、原田委員が新たに委員にご就任いただいたこともございますので、簡単に公平委員会及び委員の業務等についてご説明した後、令和７年度公平委員会研修会等日程についてご連絡させていただきます。 まず、お手元の資料２「公平委員会及び委員の業務等について」をご覧ください。 １(１)の設置の根拠でございますが、公平委員会は、準立法的権限、準司法的権限を有する行政委員会であり、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方自治法第１８０条第５項の規定に基づく地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関でございます。普通地方公共団体に人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体は、公平委員会を置かなければならないとされています。 また、地方公務員法第７条第２項により、指定都市以外の市で人口１５万人以上の市及び特別区においては、条例により人事委員会または公平委員会を置くものとされています。 次に、(２)の委員会の業務でございますが、地方公務員法第８条第２項に規定されており、「①職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことの要求があったとき、その事案について、書面審理などによる審査を行い、判定し、その結果に基づいて、それに関し権限を有する地方公共団体に対し勧告などを行うこと。また、②不利益な処分を受けた職員から審査請求を受理したときは、その事実を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、または取り消し、必要がある場合は任命権者に是正するための指示を行うこと。そして、③職員の苦情を処理することなど」が

あります。

過去の実績について簡潔に事例をご説明させていただきます。P 3 の 3 の過去の審査案件等をご覧ください。

審査請求についてでございますが、直近では令和 2 年度に審査案件がありました。内容は免職（分限免職）に対してでございます。処分理由は「職務遂行能力の有無を判断するために通知した 8 回の面談命令及び 5 回の受診命令に対して指定した日付までに連絡もなく応じなかったことについては、全体の奉仕者たる公務員としての自覚に欠けるものであり、また、簡単に矯正することができない持続性を有する素質、能力、性格等に起因して、その職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められ、本市職員に必要な適格性を欠く」ためでございます。それに対する不服理由は、「(1) 職務遂行能力の維持については、自身で確立し、医学の観点から説明ができる。(2) 希望する人事からかい離する人事のみで、納得のいかないまま処分に至った。(3) 処分に至る理由は別に存在する。(4) 不当人事の末の不当処分であり、違法」でございます。裁決といたしましては「処分者が行った請求人に対する本件処分は、適正な手続きの下に行われており、違法又は不当とする事実は認められない。また、請求人は、当委員会が求めた不服理由に関する追加主張などについて、具体的な証拠等を提出しておらず、処分者からの答弁書に対しても何ら反論を行っていない。したがって、本件処分を取り消す理由は見当たらない。よって、津市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 15 条第 1 項の規定により主文のとおり裁決する」となされました。

次に、P 5 をお願いいたします。措置要求についてでございますが、直近では令和 3 年度に審査案件がありました。要求の要旨は「公共交通機関の運賃改定が行われてから通勤届の提出により改定後の運賃をもとに算出された通勤手当が支給されるまでの期間について、改定後の運賃をもとに算出された通勤手当を遡及して支給するよう求めるもの」でございます。裁決といたしましては「措置の要求を棄却する。津市職員の通勤手当の支給に関する規則第 3 条において、通勤のための負担する運賃等の額に変更があった場合は、通勤届により、その運賃の実情を速やかに任免権者に届け出なければならないと規定。その点については、毎月各職員に配付している給与支給明細書や 2 月に提出を求めている通勤手当支給要件確認書に届出が必要である旨明記。令和元年 10 月の消費税改定時には、人事課がグループウェア掲示板を用いて周知が図られているが、津市立三重短期大学において、周知した内容が届いた事実が確認できなかったことについては、問題があることから、当局宛て通

知文に、今後は情報取得において職員間に差が生じないよう、職員への周知等に係る方法について十分検討の上、実施を徹底するよう付言する」となされました。

最後に、P 6をお願いいたします。苦情相談についてでございますが、直近では本年度に相談案件がありました。相談の要旨は「申出人が被ったパワハラ被害について、再三にわたり人事課に被害を訴えたが、人事課からは何の反応もなく、内部統制室に対し人事課が職務放棄をしているとした公益通報に加え、同課の対応が申出人へのハラスメントに当たるとしてハラスメント調査依頼を行ったが、申出人の同室への訴えは認められず、そのような結果になった説明を同室に求めるも拒否されたことから、人事課及び内部統制室に対して、申出人の質問に真摯に対応するよう求めるもの。」でございます。対応といたしましては「申立内容の内部統制室の対応については、要綱等にそって手続きが進められ、かつ通常回答は文書の発送のみとしているところ、別途説明の機会を設けるなど、寄り添った対応がなされており、特段非を責めなければならないようなものはないものと思料。一方、人事課の対応に関しては、内部統制室からも指摘されているとおり、人事課の思いが、環境部の判断等により、申出人に伝わっていないことが今回の要因となっていると思われるところもあり市当局から申出人への説明等がしっかりと行われていないことも現在の状況を生み出した要因の一つであると思料。当委員会から市当局側に改めて当時の状況等を説明するよう意見を具申することとした」といたしました。

また、P 7をお願いいたします。3月18日に教職員から市教育委員会における評価が知りたいとの相談があり、公平委員会事務局から市教育委員会に対して職員の評価の開示ができるかどうかを確認することとなりました。翌日、申出人に架電し、保有個人情報開示請求として、総務課を通じて、市教育委員会に対して、申出人の評価に係る資料の開示を請求できる旨を説明し、対応終了となりました。

直近の事例の紹介は以上です。P 1にお戻りください。

次に、(3)の委員会の組織・委員定数でございますが、地方公務員法第9条の2第1項の規定により3人の委員をもって組織するとされています。

次に、(4)の公平委員会委員の選任・任期でございますが、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することになっています。任期は地方公務員法第9条の2第10項

により任期は4年でございます。ただし、地方公務員法附則第5項（経過規定）により、最初に選任される公平委員会の委員の任期は、1人は4年、1人は3年、1人は2年とされ、複数の委員が同時に任期満了とならないようになっております。なお、先ほど申し上げた関係法令については、資料3にまとめてあります。

次に、P2の2の現在の委員の状況でございますが、令和7年3月27日現在、西川委員長は7期目、山路委員は3期目、原田委員は1期目でございます。

次に、P8をお願いいたします。4の過去の活動実績でございますが、令和2年度については、各種の研修会等に出席し、知識の向上、調査研究、情報収集に努めることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、すべての研修会が中止となりました。また、令和2年6月19日に不利益処分についての審査請求が1件提出されたことを受け、審査（書面審理）に係る会議を3回開催しました。令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、すべての研修会が中止となりました。また、令和3年3月31日付けで措置要求書が4件提出されたことを受け、令和3年4月23日に第1回津市公平委員会を開催し、4件の措置要求について、受理し、審査を併合して行うことを決定しました。その後、同年7月30日に第2回津市公平委員会を開催し、4件の措置要求については、棄却の判定を行う議決がされました。令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、研修会がオンライン開催や中止となりました。また、職員からの苦情相談に関する事務の処理に関し必要な事項を定めた「津市職員からの苦情相談に関する規則」を定め、令和4年7月1日に施行するとともに、「職員からの苦情相談対応マニュアル」を作成しました。令和5年度については、全国公平委員会連合会本部研究会・通常総会は通常開催でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、東海支部の事務研究会が中止、三重県の事務研修会がオンライン開催になりました。また、西川委員長の任期満了（継続）に伴い、委員長の選任等のため第1回津市公平委員会を開催しました。令和6年度については、全国公平委員会連合会本部研究会・通常総会、全国公平委員会連合会東海支部総会・事務研究会は通常開催でしたが、三重県の事務研修会はオンライン開催、総会は書面開催になりました。

最後に、資料4「令和7年度公平委員会研修会等日程」をご覧ください。

年間、全国・東京が2回、東海支部1回、三重県1回の計4回の研修会があり、令和7年度においても、例年どおり4回の開催が予定されて

西川委員長	おります。すでに委員の皆様には、お伝えしているところではございますが、改めて申しますと、5月26日（月）には、令和7年度全国公平委員会連合会東海支部総会が静岡県富士市の「ホテルグランド富士」にて開催されます。 7月24日（木）、25日（金）には、令和7年度全国公平委員会連合会本部研究会が東京都千代田区の「日本教育会館」一ツ橋ホールにて開催されます。 10月中旬には、令和7年度三重県公平委員会連合会総会及び事務研修会が熊野市の「熊野市文化交流センター」にて開催されます。こちらについては、具体的な日時はまだ示されておりませんので、分かり次第お知らせいたします。 10月31日（金）には、令和7年度全国公平委員会連合会通常総会が東京都千代田区の「日本教育会館」一ツ橋ホールにて開催されます。 正式なご案内はあらためて送付させていただきますが、ご予定いただきますようよろしくお願いいたします。 なお、このたび、「津市職員等の旅費に関する条例」が改正され、委員の皆様が研修会等にご参加いただく際の旅費の計算が令和7年度から変更となりました。変更点といたしましては、日当について、現行では1日につき3,000円を支給しておりましたが、令和7年度以降は廃止になりました。一方で、宿泊手当が新設され、宿泊を伴う出張にて1夜当たり1食付きの場合、1,600円を支給いたします。また、宿泊費について、現行では1日につき定額14,800円を支給しておりましたが、今後は上限付き実費となります。なお、電車賃につきましては、これまでと変わらず実費となります。 事務局の説明について、何かご意見やご質問はありますでしょうか。特に無いようですので、本日は、これにて会議を閉会いたします。
--------------	--